

## 生駒市市民自治第5回検討委員会会議録

< 事務局 >

定刻になりましたので、ただいまから生駒市市民自治検討委員会第5回を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。なお、次第の案件について、開催案内で送付いたしました次第では、本心配付の次第の案件の1と2が逆になっておりましたが、協議の都合上お手元の次第にて進めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は中川委員長ですが家庭の事情で遅れられるということで連絡が入りましたので、それまでは澤井副委員長にお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、案件に入ります前に、ここで配付資料の確認をお願いいたしたいと存じます。

まず、案件1の各部会の検討状況についてに関する資料でございますが、広報広聴部会、地域コミュニティ部会及び調査部会の検討状況に係る資料で、各部会の過去3回ないし4回の検討結果を部会ごとに取りまとめたものでございます。

次に、案件2のシンポジウムについてに関する資料でございますが、資料1といたしまして、シンポジウム実施要綱でございます。資料2といたしまして、啓発用ポスター、資料3といたしまして、自治会回覧用の文書でございます。資料4といたしまして、シンポジウム実施に向けての業務、役割分担に関する資料でございます。資料5といたしまして、会場アンケート案、資料6といたしまして、ご意見・ご提案提出票の案でございます。以上が本日の検討委員会の配付資料でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、これより後の案件の議事進行につきましては、中川委員長に代わり

まして澤井副委員長にお願いいたしたいと存じます。澤井副委員長よろしくお願  
いいたします。

< 澤井副委員長 >

おはようございます。今日は2つ案件ありますけど、順次進めさせていただき  
たいと思います。そしたら、案件1の各部会の検討結果について事務局の方から  
説明をお願いします。

## 案件1 各部会の検討状況について

< 事務局 >

それでは、案件1の各部会の検討状況について、御説明させていただきます。

資料の広報広聴部会、地域コミュニティ部会及び調査部会の検討状況をお願い  
いたします。

各部会のこれまでの検討結果でございます。各項目ごとに生駒市としての考  
え方ということで、7つの自治体の事例をもとにした例示と当初提案の基本構想  
原案、そして検討後の基本構想案を記載いたしております。

まず、広報広聴部会検討結果でございます。資料を御覧いただいて、まずは第  
1回の検討結果でございます。(1)用語の意義、(2)目的、(3)位置づけ・体系・  
基本理念・最高規範性、いずれも原案と構想案に変更はございません。

続きまして、第2回でございます。(1)条例の見直しですが、構想案で下線部の  
「市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら」を追加させていた  
きました。これにつきましては篠山市の条文の文言を引用させていただいて、こ  
の文言が適切であろうということで追加させていただきました。それから「こと」  
という文言の統一をさせていただきました。それから(2)情報共有・公開、(4)情

報への権利については、原案と構想案に変更はございません。(3)情報共有制度ですが、原案の「その時々<sup>1</sup>の社会情勢や経済情勢に応じて」を削除させていただきました。

続きまして、第3回でございます。(1)意思決定の明確化につきましては、構想案で下線部の「ことにより、市の仕事の内容が市民に理解される」という文言をニセコ町の条文を参考にして追加させていただきました。(2)情報収集・管理につきましては、原案の「先進」を削除させていただきました。(3)個人情報保護、(4)広聴応答義務、(5)広聴対応機関については、原案と構想案に変更はございません。

続きまして、第4回でございます。(1)財政状況の公表については、原案と構想案に変更はございません。

続きまして、地域コミュニティ部会でございます。まずは第1回でございます。(1)まちづくり参画の権利につきましては、原案と構想案に変更はございません。(2)まちづくりに関する自治体の責務につきましては、原案の「外国人、若年者、女性、障害者など」という表現を構想案で下線部の「国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等」に修正させていただきました。これは伊賀市の条文を参考にさせていただいたものでございます。原案のマネジメントサイクルという表現を構想案で下線部の「企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない」に修正させていただきました。(3)まちづくりに関する住民の責務につきましては、原案の「市民も議会や市とともに」を削除し、構想案で下線部の「並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきこと」を追加させていただきました。(4)参画と協働の原則につきましては、見出しに「協働」を追加し、原案の「協力し合い」を「協働して」に修正させていただきました。

続きまして、第2回でございます。(1)計画策定段階の原則につきましては、原案の「場合は」を構想案で下線部の「当たっては」に修正させていただきました。これは文言の統一でございます。(2)計画策定手続きにつきましては、原案の「パブリックコメント」を構想案で下線部の「意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度」に修正させていただきました。これは多摩市の条文を参考にさせていただきました。(3)審議会等への参加・公開につきましては、原案の「中立性の確保」という表現を構想案で下線部の「地域、性別、年齢、国籍などに配慮すること」に修正させていただきました。これは伊賀市の条文を参考にさせていただきました。(4)住民自治定義・原則につきましては、構想案で下線部の「市民自治とは」、「市民自治活動の主体は」の主語の頭出しを行いました。これは表現の修正でございます。

続きまして、第3回でございます。(1)住民自治に関する自治体の役割につきましては、構想案で下線部の「自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う」という文言を追加させていただきました。(2)住民自治に関する住民の役割につきましては構想案で下線部の「市民は、」という主語の明確化に伴う表現の修正でございます。(3)他自治体住民との連携については、原案と構想案に変更はございません。

続きまして、調査部会検討結果でございます。まずは第1回でございます。(1)条例制定手続き、(2)総合計画策定、(3)説明責任については、原案と構想案に変更はございません。(4)長の責務につきましては、原案の「市民から直接選挙で選ばれた代表機関であり」を削除させていただきました。(5)執行機関・職員の責務につきましては、構想案で下線部の「基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと」を例示とともに追加させていただきました。これにつきましては、多摩市の条文を参考にさせていただきました。

続きまして、第2回でございます。(1)行政組織・体制につきましては、構想案で下線部の「責任を明確にして」を追加させていただきました。(2)法務体制・法令遵守・公益通報につきましては、構想案で下線部の「適切に運用すべき」を追加させていただきました。(3)職員政策については、原案と構想案に変更はございません。(4)行政手続につきましては、構想案で下線部の「適切に運用すべき」を追加させていただきました。

続きまして、第3回でございます。(1)危機管理、(2)財務総則につきましては、原案と構想案に変更はございません。(3)予算編成・執行・決算につきましては、構想案で下線部の「及び行政評価」、「予算の編成 過程を含め」を追加させていただきました。(4)財産管理につきましては、原案と構想案に変更はございません。(5)評価実施・評価方法検討につきましては、原案の「常に最善の」という表現を構想案で下線部の「市民参画による評価を行うなど常により良い」に修正させていただきました。(6)外部監査につきましては、構想案で下線部の「必要に応じて」を追加させていただきました。

以上が各部会の検討結果でございます。

委員各位には、この内容を再度御確認いただきますとともに、御意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

なお、今後、各部会での全ての項目の検討終了後、次回の検討委員会において、見出しの表現の見直し等をはじめ、関連する項目の集約を行って体系化を図り、基本構想案としてお示ししたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

< 中川委員長 >

どうも遅れてきてすいません。お詫び申し上げます。

今事務局から説明がありました3部会の審議の結果、まとまった案ですが、他部会のことでも結構ですので、意見等がございましたら御発言お願いしたいと思います。いかがでしょうか。概ね原案のままでいいということによろしいでしょうか。

< 一同賛成 >

それでは原案で確定をさせていただきたいと思います。

続きまして、シンポジウムについてお諮りしたいと思います。それでは事務局から説明お願いいたします。

## 2 シンポジウムについて

< 事務局 >

それではシンポジウムについて説明させていただきます。まずは資料1のシンポジウム実施要綱についてでございます。これにつきましては10月17日開催の幹事会で決定いたしました。

まず、資料1シンポジウム実施要綱ですが、(2)のテーマについて、荒井委員提案の「市民参加による新しい生駒の市民自治を考える」に加えて、～自治基本条例をめぐって～というサブタイトルをつけました。(3)の主催等の運営協力について、市内のNPO法人という表現にいたしました。(5)の開催場所は、物理的な面等を勘案し、中央公民館に決定させていただきました。(6)の周知方法について、荒井委員の提案を受けて、自治会回覧、団体代表検討委員会委員選出母体への要請を加えさせていただきました。(7)の内容でございますが、司会については、広報広聴部会の上田秀子委員をお願いすることに決定いたしました。基調講演は「自治基本条例の制定に向けて」と題して、澤井副委員長をお願いすることに決定いたしました。パネルディスカッションのコーディネーターに中川委

員長、パネリストとして各部会から1名ずつの3名と市長の合計4名のパネラーとすることに決定いたしました。なお、広報広聴部会からは橋本委員に決定しております。パネルディスカッションの内容については、橋本委員の提案を踏まえ、まず部会代表のパネラーからのこれまでの取り組み状況の報告及び今後の抱負のコメントを願い、市長からは取り組みに対する期待等のコメントをいただくことに決定いたしました。各部会代表のパネラーによる取り組み状況の報告に関連して、コメンテーターとして、部会長である野口先生、中川先生、澤井先生から検討状況等についてのコメントをいただくことに決定いたしました。また、パネルディスカッションにおいて、参加者との意見交換を行う際の導入として、各部会委員の代表者から、これまでの取り組みに対する感想のコメントをいただくことに決定いたしました。なお、広報広聴部会からは荒井委員に決定しております。その後、休憩中に回収した会場からのご意見・ご提案提出票に基づき、コーディネーターやパネラー等との意見交換を行うことに決定いたしました。最後に閉会あいさつは上埜副委員長にお願いすることに決定いたしました。

続きまして、資料2の啓発用ポスターでございますが、ポスターの原画としてNPO法人奈良ストップ温暖化の会から委員に就任いただいております速水委員から御提案のイラストは、環境基本計画の策定事業において作成されたもので、当該イラストをシンポジウムポスターの原画に使用すべく、所管の環境管理課に照会したところ、環境基本計画に関するシンポジウムを近々開催する予定があり、その際の啓発ポスター等に使用するとのこと、市民自治のシンポジウムでの使用は不可能となりました。そこで、ポスターの製作をはじめ、各自治会への配付や掲示期間等の制約もある中で、検討委員会委員各位には誠に恐縮ではございますが、事務局において、前回シンポジウムの原画をもとに作成させていただきましたので、よろしく御理解と御了承の程お願い申し上げます。

続きまして、資料3の自治会回覧文書でございますが、ポスターの自治会配付

とともに、自治会内でシンポジウム開催についての案内を回覧願うべく作成したものでございます。

続きまして、資料4のシンポジウム実施に向けての業務、役割分担でございます。

資料4の1現時点までの事前の準備、2シンポジウム開催までの事前の準備、3シンポジウム当日の業務、4開催後の業務、それぞれ各項目ごとに業務、担当、備考について順次事務局から説明。

続きまして、資料5のアンケート案、資料6のご意見・ご提案提出票案でございます。シンポジウム当日、参加者に協力いただくアンケート及びパネルディスカッションの意見交換時の会場からの意見として事前に記入いただき、休憩時に回収する提出票として作成したものでございます。

資料としては以上でございます。

< 委員長 >

事務局から説明いただきましたが、何か質問ございますでしょうか。なければ皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

シンポジウムにつきましても、御承認いただきましたのでよろしくお願いいたします。

以上で、審議が終わりましたので、終了させていただきたいと思いますが、話題提供ということでお話をさせていただきたいと思います。

先般、奈良新聞さんから取材を受けまして、記事になるのはいつか分かりませんが、企画記事を考えておられるようで、その対象として生駒市と大和郡山市に注目しているとのことでした。両市とも自治基本条例づくりに向けて動いているということで、新聞社としてはどちらが先にできるのかと競争的な感じで見ているのかなと思ったのですが、そうではなくて、生駒市と大和郡山市が対照的であ



るとのことです。取り組み方が、大和郡山市は完全公募性で40名からスタートして、徐々に減ってきて現在35、6名になりました。生駒市の場合は、各種団体の皆さまと公募の皆さまということで手堅くやっています。その方法についての是非を聴きたいということでございました。私はどちらのやり方も間違っていないと答えました。完全公募というのも幻想がありまして、公募だから正しいというものでもないです。政治的アクティビティも高い、時間と意欲に満ちた人が出てくることが完全公募の場合は優位性がありますけど、反対に多忙な人は関われないという面もあるし、代表制の問題から言いますと、特定の人に偏る危険性もあります。私は生駒のやり方の優れている点を強調したのですが、地域別代表制という点では、自治会・連合会が担保してくださるという利点があります。世代別代表制という点では各種団体が担保してくださっている。課題別代表制という点では、PTAも含めて各種地域の団体が代表として担保してくださっている。その穴を埋めていくべき代表としてNPOの方が関わっていただいている。それでも空いているかも知れないというところは、市民の方が埋めてくださる。非常に周到なやり方をしているのであって、大和郡山市と比べて劣るものではないと説明してあります。何でも公募がいいというものでもないということによく言いました。と言いますのは、公募というと非常に聞こえはいいかも知れませんが、党派性を代表する方が出てくるといことも当然あるわけで、これは弱点でもあります。大和郡山市の場合でも、澤井副委員長と私でお世話させていただいていますが、立ち上がって4回目程になりますが、最初の2回目までは作業に入ることができませんでした。それは、作業確認するまでのお互いの信頼関係、行政とのコミュニケーションのとり方などに関して、しきりを何回もしないと前に進まないということがありましたので、そういう点でのデメリットもありますということも言いました。まだ記事を見ていないのでどう書かれているかわかりませんが。

以上で終わります。ありがとうございました。